

○協定銀行をご利用いただいた場合の遺贈寄付の流れ

遺贈によるご寄付をお考えの方

ご相談・申入れ

専修大学

協定銀行(三井住友銀行・三井住友信託銀行)をご紹介します。
(本学を介さずに直接提携銀行へ申込も可能です。)

協定銀行

「遺言信託」を利用することにより、右記の煩雑な相続手続をサポートします
(所定の手数料・報酬等がかかります。公正役場での公正証書遺言の作成についても別途費用がかかります)。

遺贈によるご寄付のご相談

遺贈を含む遺言書の文案作成等に関して、協定銀行の財務コンサルタント等専門スタッフが無料で相談をお受けします。ご相談内容の秘密は守られます。

契約締結後

遺言書作成

遺贈によるご寄付をお考えの方で、公正役場にて公正証書遺言を作成します。専修大学への遺贈を含んだ遺言書としていただくことにより、ご意志の実現を確実なものとするすることができます。

遺言書の保管と管理

銀行が、定期的に遺言内容・財産・推定相続人・受遺者の異動等を照会します。

遺言執行

銀行が、事前に指定いただいた相続開始通知人から遺言者のご逝去の通知を受け次第、相続遺産の調査・収集、財産目録の作成、相続人・受遺者への財産配分等、遺言内容を実現してまいります。

専修大学への寄付

相続人等への遺産配分

専修大学

ご遺志に従い専修大学の教育研究活動に大切に活用させていただきます
※専修大学に遺贈した財産は相続税の課税対象外となります。